

議案第18号

佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年4月1日付けで、杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合理約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

組織団体の名称変更に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和4年6月10日原案可決

別紙

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び同表第3条第7号に関する事務の項中「杵東地区衛生処理場組合」を「杵島地区衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。